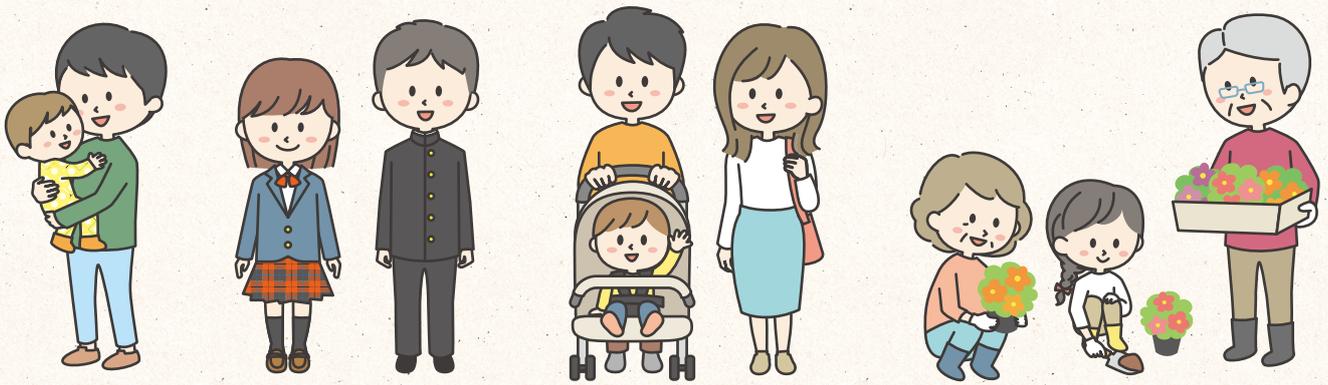


第二期

志木市 まち・ひと・しごと 創生総合戦略

令和3年度～令和7年度



志木市

目次

第1章 総合戦略の概要	1
1 基本的な考え方	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 位置づけ	1
(3) 志木市将来ビジョンとの関係	1
(4) 計画期間	1
(5) 目標指標・重要業績評価指標（KPI）の設定	2
(6) PDCA サイクルの確立	2
2 国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との関係	3
3 人口ビジョンにおける基本的方向	4
4 志木市のこれまでの地方創生の取組について	5
(1) 志木市まち・ひと・しごと創生総合戦略による取組	5
(2) 志木市人口ビジョンについて	5
5 持続可能な開発目標（SDGs）について	10
(1) 持続可能な開発目標（SDGs）とは？	10
(2) SDGsと自治体の関係	10
第2章 基本目標と戦略プロジェクト	12
1 基本目標	12
2 戦略プロジェクト	14
3 全体像	16
第3章 政策パッケージ	18
横断的な目標1：多様な人材の活躍を推進する	22
横断的な目標2：新しい時代の流れを力にする	24
横断的な目標3：地域と人のつながりを力にする	26
基本目標1：結婚・出産・子育ての希望をかなえる	28
1-1：出産・子育て支援の推進	28
1-2：地域や社会での応援体制づくり	30
基本目標2：20～40歳代をターゲットにした転入を促進	31
2-1：きめ細かな質の高い教育の実施	31
2-2：住みよいまちづくりの推進	34
2-3：都市機能が集約されたまちづくりの推進	36

基本目標3：生涯安心して暮らせる環境づくり.....	38
3-1：公共交通ネットワークの推進.....	38
3-2：支え合いのある地域コミュニティの形成.....	40
3-3：市民の健康づくり活動の推進.....	42
3-4：安全で安心なまちづくり.....	45
基本目標4：東京や周辺市との連携と地域産業の活性化.....	48
4-1：地域産業の活性化と雇用機会の創出.....	48
4-2：観光資源の発掘とPR.....	51

第1章 総合戦略の概要

1 基本的な考え方

（1）計画策定の趣旨

全国的な人口減少や少子高齢化に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度な集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが重要です。

こうした社会的背景を受けて、2014（平成26）年9月、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）が制定され、同法第4条では、地方公共団体はその地域の実情に応じた自主的な施策を策定し、実施する責務を有することが規定されています。

本市においても、2016（平成28）年1月に「志木市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、将来にわたって活力あるまちを維持するため、多くの施策に取り組んできましたが、2020（令和2）年度をもって計画期間が終了することから、引き続き地方創生の取組を推進するため、「第二期志木市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を策定するものです。

（2）位置づけ

総合戦略は、「志木市人口ビジョン」（以下「人口ビジョン」という。）を踏まえ、今後5か年の目標や施策の基本的方向と具体的な施策を示したものです。また、地方創生に資する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき策定するものです。

（3）志木市将来ビジョンとの関係

総合戦略は、志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）後期実現計画と整合を図りながら推進するものとします。

（4）計画期間

総合戦略の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

■ (5) 目標指標・重要業績評価指標（KPI）の設定

第2章で設定する4つの基本目標ごとに、総合戦略の計画期間である5年後に実現すべき成果（アウトカム）に関する目標指標を設定するとともに、基本目標ごとに掲げる具体的な施策については、客観的な重要業績評価指標（KPI）を設定します。

※アウトカムに関する指標が設定できない場合には、アウトプット（行政活動そのものの結果）に関する指標を設定することとします。

■ (6) PDCA サイクルの確立

総合戦略で位置付けた施策の進捗・推進状況をチェックし、設定した基本目標の目標指標及び具体的な施策に関わるKPIの達成度を検証するため、PDCAサイクルの考え方に基づいた総合戦略の進行管理を行います。

毎年度、「計画する（Plan）」「取り組む（Do）」「取組状況を確認する（Check）」「見直す（Action）」のサイクルで施策の進捗状況をチェックし、必要に応じて施策の取組内容を見直しながら、目標の達成に向けて取り組みます。

また、基本目標の目標指標及び具体的な施策にかかるKPIの達成度を検証する機会を設けます。

2 国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との関係

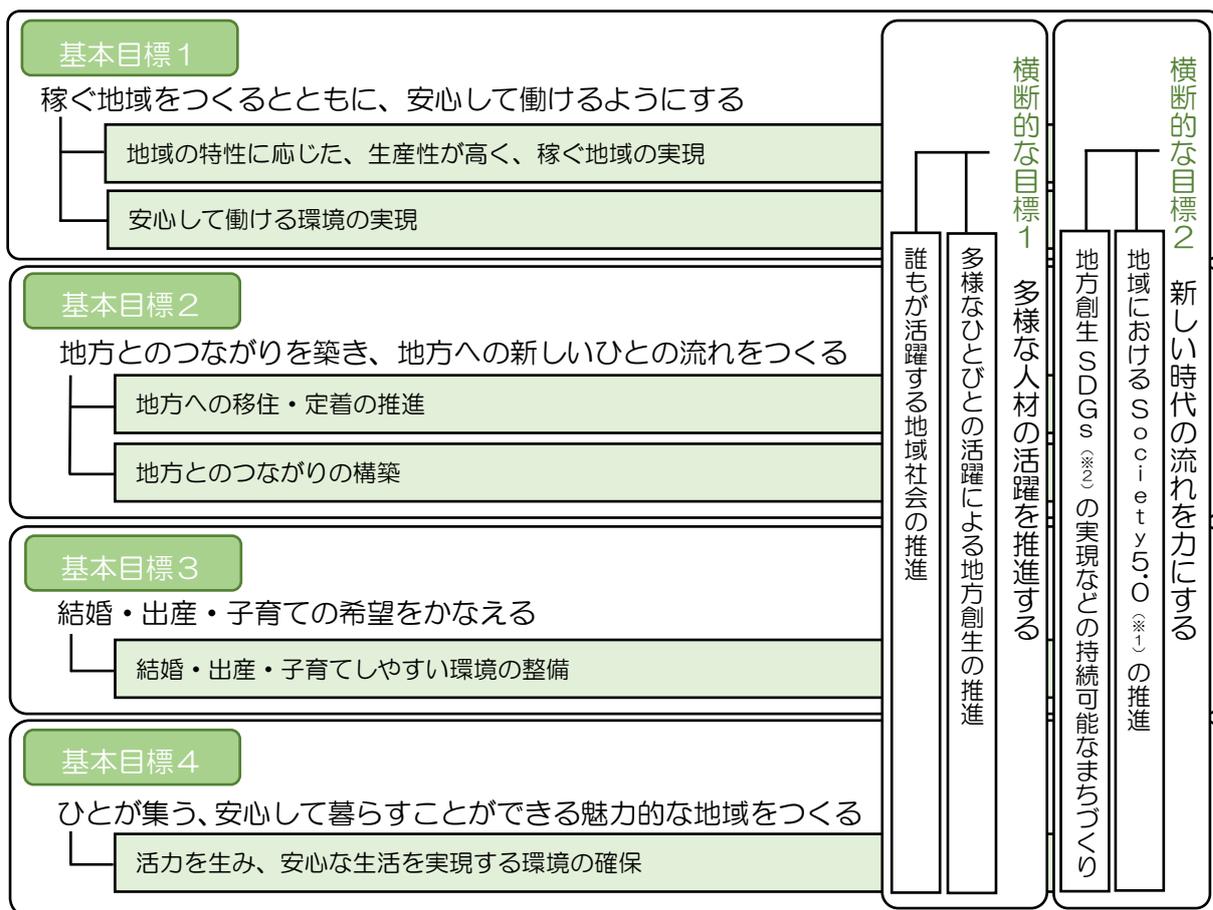
国は、第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の施策を検証し、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

この中で、地方創生の方向性を『継続は力なり』という姿勢を基本にし、地方創生の目指すべき将来や、2020（令和2）年度を初年度とする今後5か年の目標や施策の方向性等を策定するとともに、まち・ひと・しごと創生本部が司令塔となって、関係省庁との連携をより一層強化し、地方創生の動きを更に加速させていく」と示しています。

このことから、国は、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の政策体系を以下のとおり、4つの基本目標と2つの横断的な目標としています。

なお、本市の総合戦略においても、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び埼玉県のまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案し、策定するものです。

■ 国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の政策体系



出典：第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

※1『Society5.0』…サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)のこと。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。

※2『SDGs』…持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略称。2015年9月の国連サミットにおいて採択された国際目標のこと。「地球上の誰一人取り残さない」ことを理念とし、17のゴールと169のターゲットで構成されている。

3 人口ビジョンにおける基本的方向

2016（平成28）年1月に策定した人口ビジョンの中の目指すべき将来の方向で掲げている基本的視点については、総合戦略においても基本となる方向であるため、次の4つの基本的視点を勘案し、施策・事業の展開を図るものとします。

基本的方向① 若い世代の結婚・出産・子育ての希望の実現による出生率の向上

現在の子どもの人数から理想の子どもの人数に近づけるための施策を講じることで、若い世代の結婚・出産・子育ての希望の実現による出生率の向上を図ります。

基本的方向② 市民が安心して住み続けることができるまちの実現による定住の促進

安心して子育てができ、自然災害に対しても安全で、生涯、健康に暮らすことができる環境づくりに取り組み、子どもから高齢者まで市民が安心して住み続けることができるまちの実現を目指します。

基本的方向③ コンパクトな市域で利便性が高く住みよいまちの実現による転出の抑制

本市の市域は、コンパクトな都市構造が形成されています。

この都市構造の特性を生かし、各施設等との近接性を生かした利便性の向上や公共交通の利便性の向上により、利便性が高く住みよいまちの実現による転出の抑制を図ります。

基本的方向④ 東京や周辺市の20～40歳代をターゲットにした転入の実現による転入の促進

現在住んでいる市民の定住促進とともに、新たな市民力の向上に向けて若い世代の転入を促進することが求められます。そのためには、本市の魅力の発信はもとより、東京や周辺市の20～40歳代をターゲットにした住まいや子育て等に関する情報を一体的に発信し、本市の住宅地としてのブランド力の向上に取り組み、転入の促進を図ります。

4 志木市のこれまでの地方創生の取組について

(1) 志木市まち・ひと・しごと創生総合戦略による取組

本市においては、2014（平成26）年9月に制定された、まち・ひと・しごと創生法に基づき、2016（平成28）年1月に「志木市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、本市の住みやすさ・利便性を生かした、若い世代の結婚・出産・子育ての希望の実現、市民の定住促進、20～40歳代をターゲットとした転入促進、東京や周辺市と連携した雇用機会の創出のための施策を展開してきました。

これらの取組は一定の成果を上げていますが、今後も継続して取り組むことが必要です。

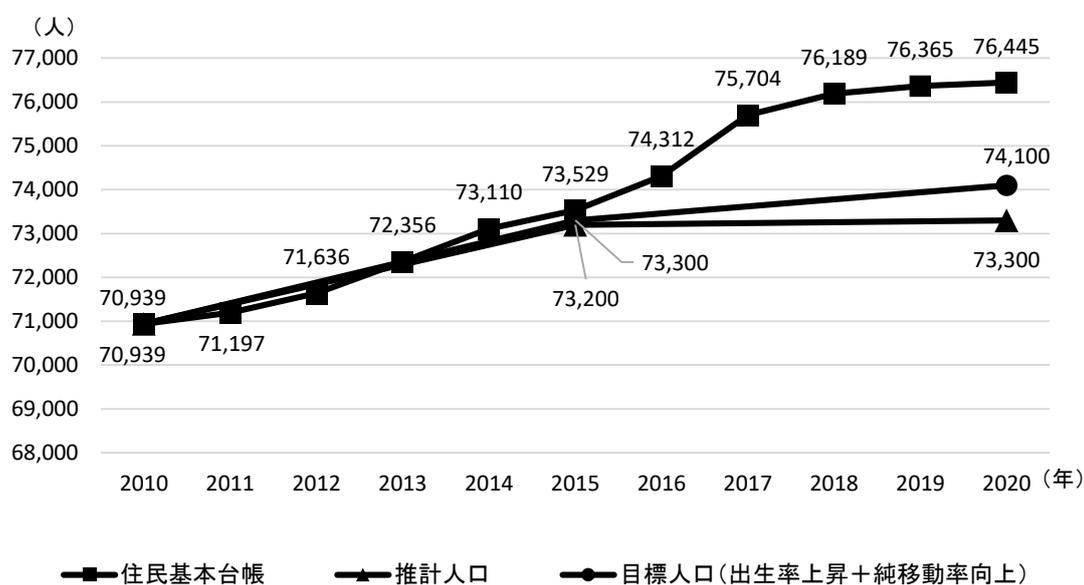
(2) 志木市人口ビジョンについて

①これまでの人口の推移

本市では、人口ビジョンにおいて、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示しています。

本市の人口は、76,445人であり、人口ビジョンの目標人口の74,100人を上回る人口増加となっています。

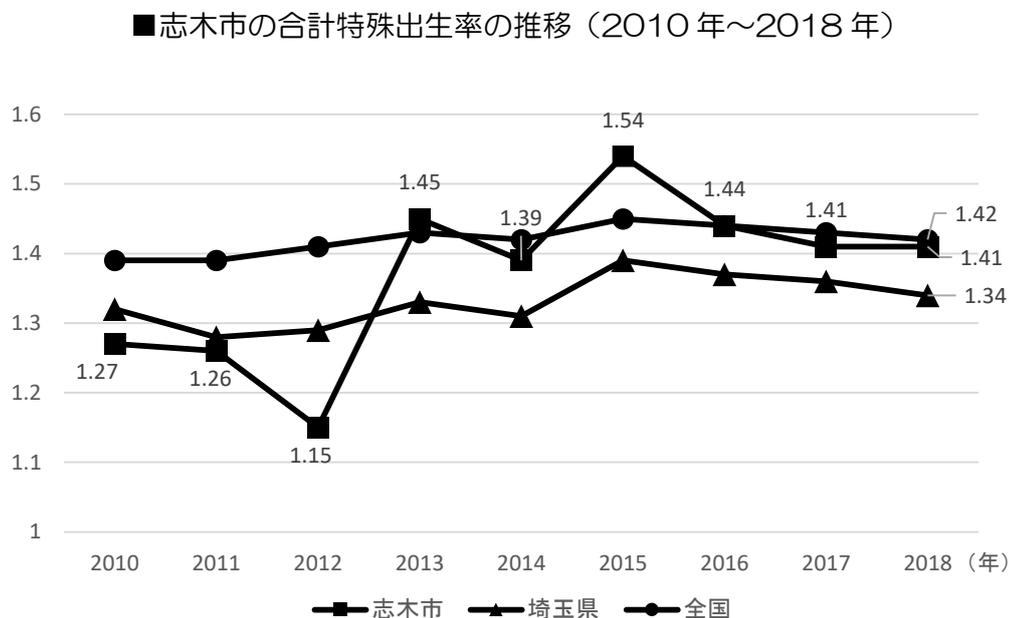
■志木市の人口推移（2010年～2020年）¹



¹ 住民基本台帳人口は各年3月31日の総人口（外国人人口含む）を使用しています。

②合計特殊出生率の推移

本市では、大規模マンションの建設等により、子育て世代の転入が増加したため、上昇もみられましたが、2016（平成 28）年以降は、国や県と同様に緩やかな減少傾向にあります。



資料：埼玉県保健医療政策課

注) 合計特殊出生率：15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性とその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

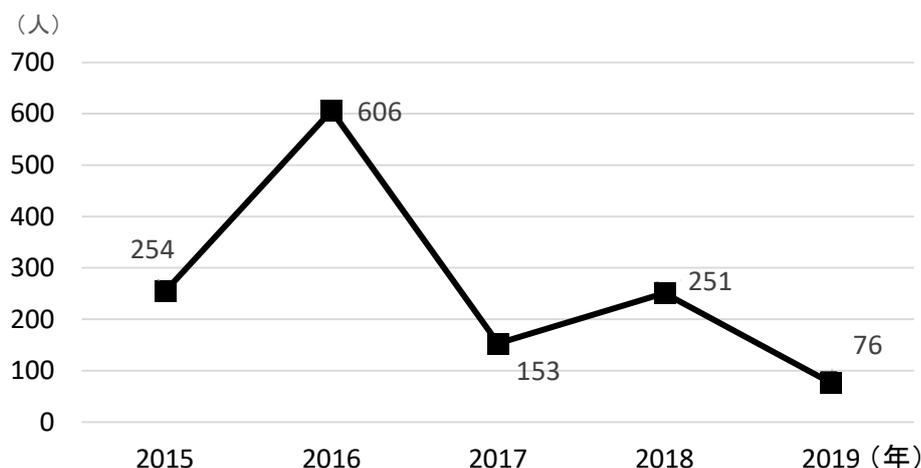
③定住意向の推移

本市の定住意向は、2019（令和元）年に実施した市民意識調査では 73.1%となっており、2014（平成 26）年の 74.0%と比較すると、0.9%低くなっています。

④20～40 歳代の転入超過の推移

本市の20～40歳代の転入超過数は、76人となっており、2015（平成27）年の254人と比較すると減少傾向にあります。

■20～40歳代の志木市転入超過の推移（2015年～2019年）



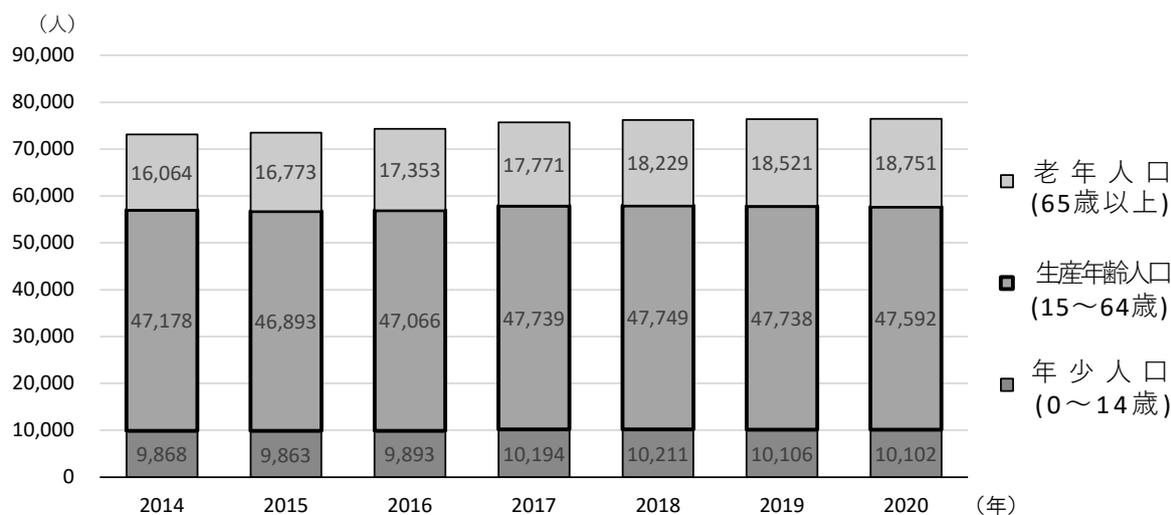
資料：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」

注) 2015～2017年は日本人のみの人数、2018～2019年は外国人を含む人数となっています。

⑤生産年齢人口の推移

本市の生産年齢人口は、2020（令和2）年で47,592人となっており、2014（平成26）年の47,178人と比較すると414人増となっています。変化率は0.8%となっています。

■年齢3区分別人口の推移（2014年～2020年）



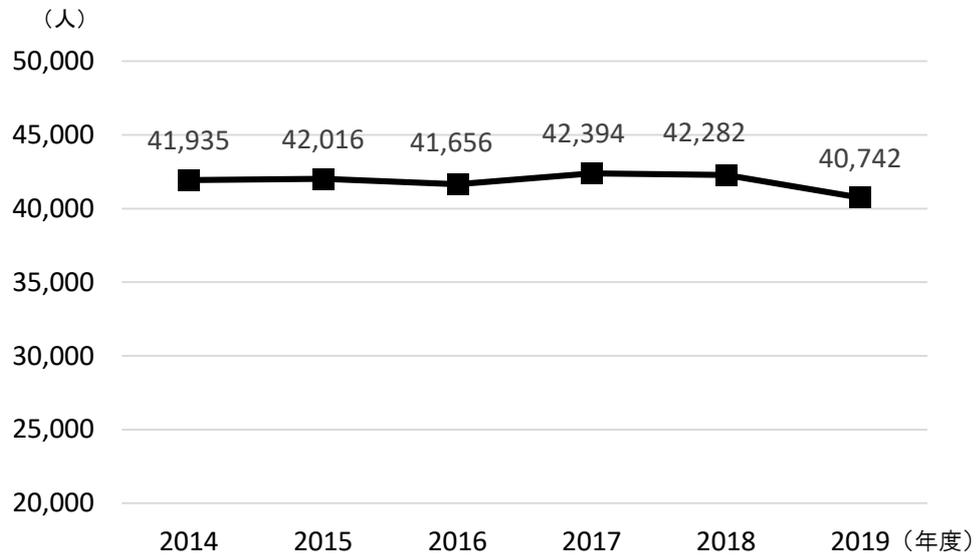
資料：総合窓口課

注) 表中の人口は各年3月31日の住民基本台帳人口を使用しています。

⑥来訪者（定期外乗降客数）の推移

本市の来訪者数（定期外乗降客数）は、40,742 人となっており、2014（平成 26）年度以降、概ね横ばいで推移しています。

■来訪者（定期外乗降客数）の推移（2014 年度～2019 年度）



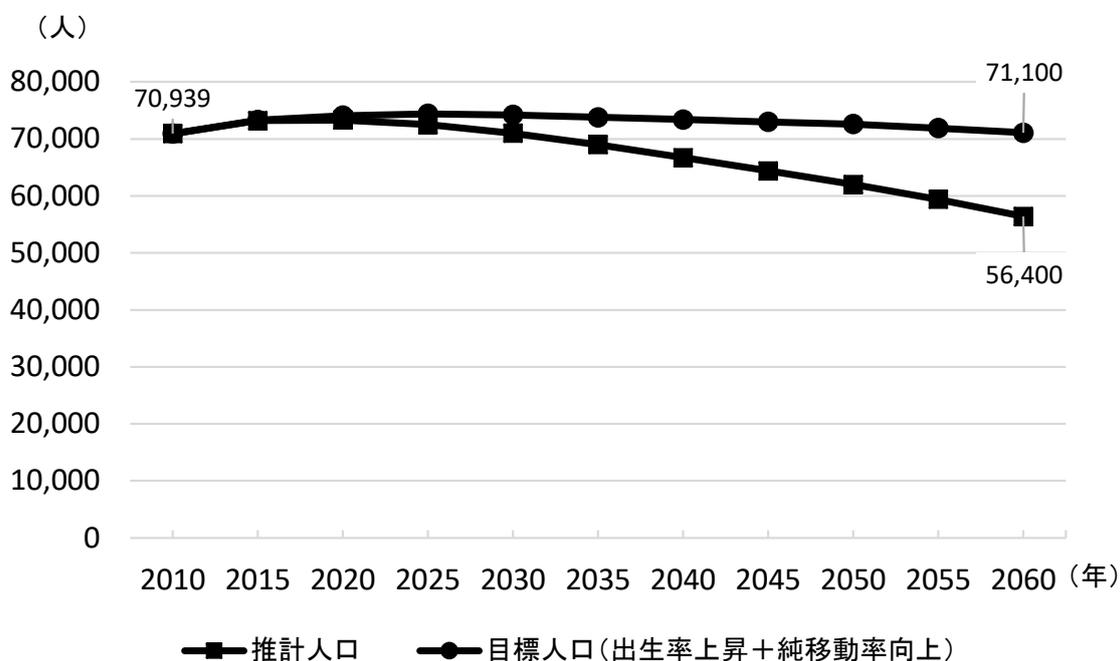
⑦人口の将来展望

このように、現在のところ、本市の人口は、人口ビジョンの目標人口を上回る推移をみせていることから、人口ビジョンの改訂は行わず、2060（令和42）年の目標人口及び各種目標指標は、以下のとおり展望します。

【2060年の将来展望】

- ◆目標人口・・・・・・・・・・71,100人
- ◆合計特殊出生率・・・・・・・・2.03
- ◆20～40歳代の社会増・・・・150人増

■人口の将来展望



■（参考）人口ビジョンにおける目指すべき将来の方向（再掲）

人口ビジョンの中の目指すべき将来の方向で掲げている基本的視点については、総合戦略においても基本となる方向であるため、次の4つの基本的視点を勘案し、施策・事業の展開を図るものとします。

基本的方向①：若い世代の結婚・出産・子育ての希望の実現による出生率の向上
 基本的方向②：市民が安心して住み続けることができるまちの実現による定住の促進
 基本的方向③：コンパクトな市域で利便性が高く住みよいまちの実現による転出の抑制
 基本的方向④：東京や周辺市の20～40歳代をターゲットにした転入の実現による転入の促進

5 持続可能な開発目標（SDGs）について

（1）持続可能な開発目標（SDGs）とは？

- 持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標です。
- 持続可能でよりよい世界を目指すための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っています。

（2）SDGsと自治体の関係

SDGsは、すべての自治体に取り組むべき目標であり、国においても、地方自治体におけるSDGsの一層の推進が期待されていることから、本市の最上位計画である志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）後期実現計画においては、すべての施策にSDGsの考え方を反映しています。

総合戦略で取り組む方向性についても、SDGsの達成に向けた取組につながるものであることから、各具体的施策とSDGsの関連性をロゴにより示しています。



第2章 基本目標と戦略プロジェクト

1 基本目標

総合戦略では、「結婚・出産・子育て」「新しい人の流れ」「安心した暮らし」「雇用の創出」の4つの基本目標を設定し、まち・ひと・しごとの創生に取り組みます。さらに、横断的な目標として、「多様な人材の活躍を推進する」「新しい時代の流れを力にする」「地域と人のつながりを力にする」を新たに加えています。

また、それぞれの基本目標にまたがって4つの戦略プロジェクトを設定し、成果目標の達成に向けて取り組みます。

【結婚・出産・子育て】

基本目標1：結婚・出産・子育ての希望をかなえる

⇒結婚から子育ての一体的支援により、合計特殊出生率を向上する。

出産・子育てに関する一体的な支援に取り組み、結婚・出産・子育ての希望をかなえることにより、「志木市で子どもを産みたい、育てたい」と思えるまちを目標とし、婚姻数の増加、合計特殊出生率の向上を目指します。

【新しい人の流れ】

基本目標2：20～40歳代をターゲットにした転入を促進

⇒都市機能の集約と魅力ある教育の取組により、転入者の増加を目指す。

都市機能が集約された住みよいまちづくりを推進するとともに、本市の特色ある教育の取組を発信することにより、転入者（特に生産年齢人口）の増加を目指します。

【安心した暮らし】

基本目標3：生涯安心して暮らせる環境づくり

⇒安全・安心なまちを目指し、定住を促進する。

市民との協働により健康で安心して生涯住み続けることができるまちを目指し、市民の定住意向の向上と転出者の減少を目指します。

【雇用の創出】

基本目標4：東京や周辺市との連携と地域産業の活性化

⇒近隣との連携や地域の魅力向上により、来訪者の増加を目指す。

東京や周辺市と連携した雇用機会の創出に取り組むとともに、本市で取り組んでいるイベントや祭りのPR・交流促進により、地域の魅力向上を図り、来訪者の増加を目指します。

横断的な目標1：多様な人材の活躍を推進する

企業、NPO、住民など、本市に関わる一人ひとりが地域の担い手として自ら積極的に参画できる環境をつくるとともに、誰もが活躍し、多様性に富む豊かな地域社会の実現を目指します。

横断的な目標2：新しい時代の流れを力にする

本市では、新たな情報通信技術を取り入れ、地域の課題解決や魅力の向上に向けた取組につなげることを目指します。

また、持続可能な開発目標（SDGs）を本市の施策に柔軟に取り入れ、持続可能なまちを目指します。

横断的な目標3：地域と人のつながりを力にする

市民（市民団体）・企業と行政が対等なパートナーとして連携を図り、相互に市民協働のまちづくりを推進します。特に各地域においては、町内会活動等の充実により、住民の交流を促進するとともに、市民主体のまちづくりを推進します。

2 戦略プロジェクト

市民力が結集した夢のあるまちの創造

市民の健康づくりプロジェクト **健康**

【プロジェクトの考え方】

市民が積極的にまちづくりに参画できる環境づくりを進めるとともに、スポーツなどを通じた健康づくりを推進し、市民が主体的に健康づくり活動に取り組むまちを目指します。

人口構成の変化に伴い少子高齢社会を迎える中で、誰もが安心して生きがいを感じながら住み続けることができるように、市民力を発揮できる仕組みの構築を目指します。



取組の方向

市民が健康でいきいきと活動する機会をつくる

連携した
取組

取組の方向

スポーツ・健康づくりによる交流機会を増やす

取組の方向 生きがいを感じながら生涯健康に生活できる環境をつくる

成果指標：健康寿命の延伸

子育て世代定住プロジェクト **育**

【プロジェクトの考え方】

これまで住宅都市として発展し、人口が増加してきた本市においても、高齢化が進み、生産年齢人口が減少傾向にあることから、将来的な人口減少に備え、子育て世代が定住し、住み続けることができるまちを目指します。

就労の機会づくりや安心して子育てできる環境づくりなどに取り組み、市民がずっと住み続けたいと思えるよう、地域資源の魅力を高めるとともに市に対する愛着心を育てていきます。



取組の方向

安心できる子育て環境をつくる

取組の方向

特色ある教育環境をつくる

取組の方向

働きやすい環境をつくる

成果指標：生産年齢人口の増加

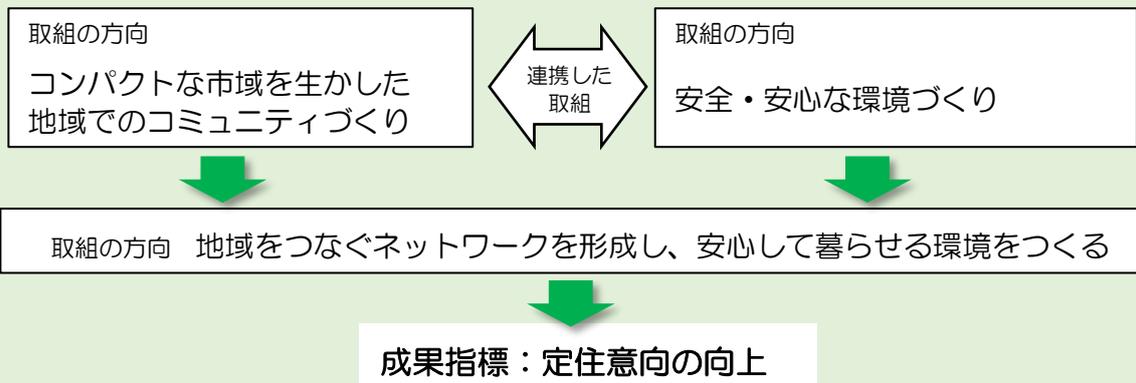
地域資源を活用した魅力の創造

暮らしやすさ向上プロジェクト 暮らし

【プロジェクトの考え方】

コンパクトな市域を生かし、市民が各施設を利用しやすく移動しやすいまち、効率的な行政サービスにより市民にとって暮らしやすいまちを目指します。公共施設においては、利用頻度や老朽化などを踏まえて、効率的な施設マネジメントと施設利用の活性化を図り、交通環境においては、デマンド交通などによる利便性の向上を図ります。

また、市民が安心して暮らすことができるように、タイムライン（防災行動計画）の確立、避難所・避難路の確保、危険個所の重点整備などにより、災害時に市民の命を守るまちを目指します。

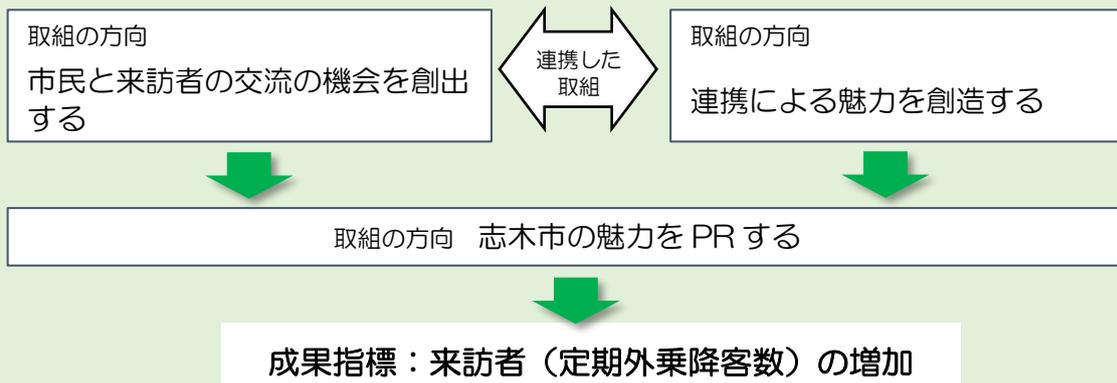


魅力発信プロジェクト 魅力

【プロジェクトの考え方】

本市の魅力を発信し、志木市を訪れたい、住んでみたいと思うまちを目指します。そのためには、少人数指導体制事業など特色ある施策の情報や魅力を広く発信することはもとより、魅力ある地域資源を発掘し活用するとともに、地域資源に新たな付加価値を与える地域ブランドの創造に取り組みます。

また、行政だけではなく、官民連携や広域連携により地域の魅力を発信するとともに、民間組織や学校などとの連携を図り、スポーツ活動や公開講座など市民にも有益で市外から来訪するきっかけにもなるような情報提供を積極的に行います。



3 全体像

人口ビジョン

目指すべき将来の方向

- 方向①：若い世代の結婚・出産・子育ての希望の実現による出生率の向上
- 方向②：市民が安心して住み続けることができるまちの実現による定住の促進
- 方向③：コンパクトな市域で利便性が高く住みよいまちの実現による転出の抑制
- 方向④：東京や周辺市の 20～40 歳代をターゲットにした転入の実現による転入の促進

人口の将来展望（2060年）

- 目標人口：71,100人
- 合計特殊出生率：2.03
- 20～40歳代の社会増：150人増

第二期 志木市まち・ひと・しごと創生総合戦略

基本目標

【結婚・出産・子育て】

1 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

【目標指標】

- 合計特殊出生率の向上

【新しい人の流れ】

2 20～40歳代をターゲットにした転入を促進

【目標指標】

- 20～40歳代の転入超過
- 生産年齢人口の減少抑制

【安心した暮らし】

3 生涯安心して暮らせる環境づくり

【目標指標】

- 定住意向の向上
- 20～40歳代の転入超過（再掲）

【雇用の創出】

4 東京や周辺市との連携と地域産業の活性化

【目標指標】

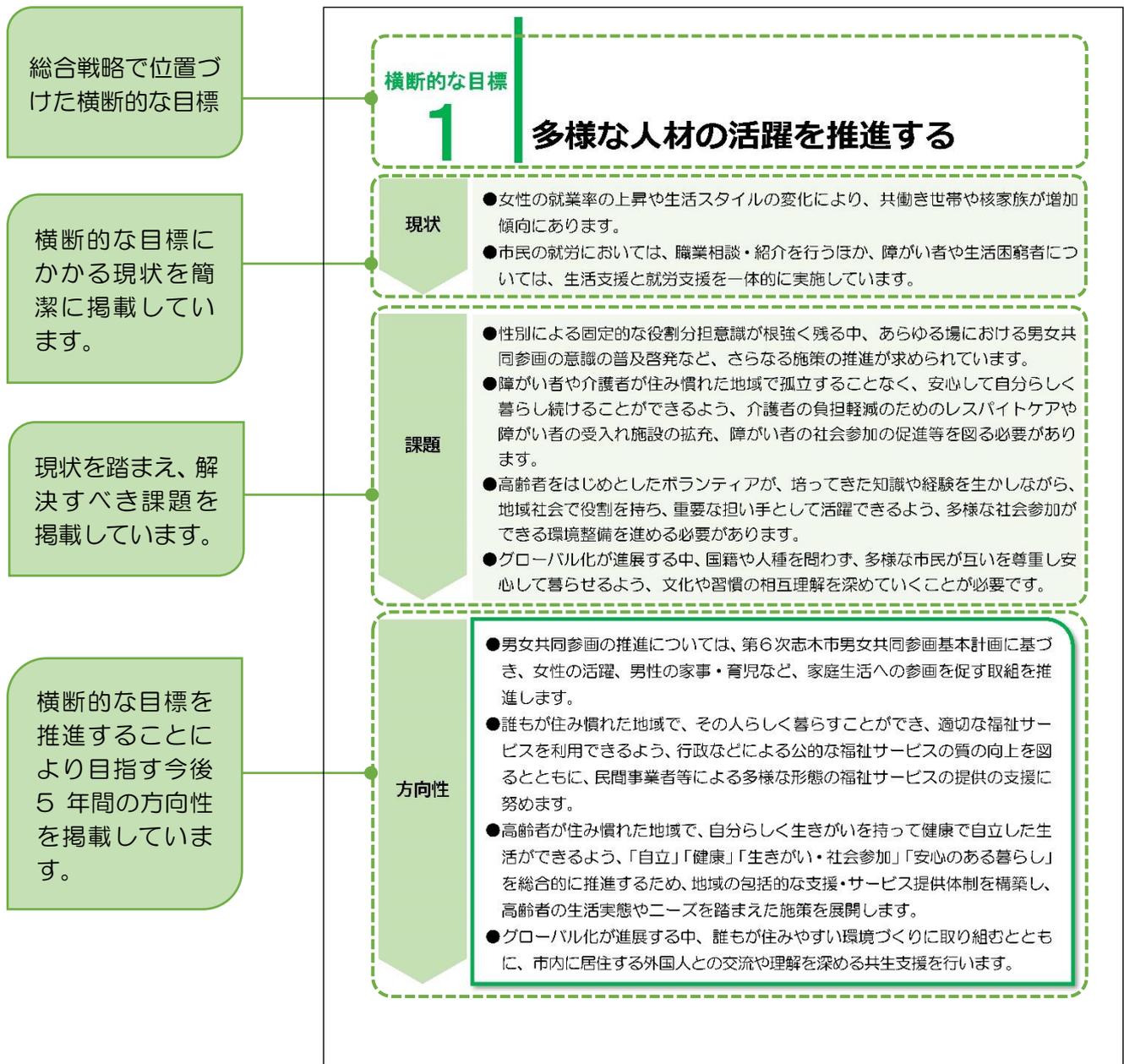
- 来訪者（定期外乗降客数）の増加

政策パッケージ	具体的施策	横断的な目標1 多様な人材の活躍を推進する	横断的な目標2 新しい時代の流れを力にする	横断的な目標3 地域と人のつながりを力にする
1.1 出産・子育て支援の推進	1.1.1 子育て家庭への支援 1.1.2 子どもと家庭の健康づくり 1.1.3 子育てと仕事の両立	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画の推進 障がい者、高齢者、外国人の社会参加の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 新しい生活様式への対応 新たなICTを活用した行政運営 	<ul style="list-style-type: none"> SDGsの推進 市民がもっと主役となる市民主体の自治の実現 市民力を生かしたまちづくり 地域コミュニティの活性化と地域包括ケアシステムの深化・推進
1.2 地域や社会での応援体制づくり	1.2.1 地域と連携した子育て支援 1.2.2 地域社会に開かれた教育の推進			
2.1 きめ細かな質の高い教育の実施	2.1.1 子どもの育ちと学びをつなげるための支援 2.1.2 知・徳・体の育成 2.1.3 特別なニーズに対応した教育の推進 2.1.4 さまざまな学習機会の提供			
2.2 住みよいまちづくりの推進	2.2.1 良好な住環境施策の推進 2.2.2 空き家等対策 2.2.3 広報・広聴力の強化			
2.3 都市機能が集約されたまちづくりの推進	2.3.1 みどり豊かな暮らし 2.3.2 長期的な視点を持った公共施設の最適な配置 2.3.3 持続可能なまちづくりの推進 2.3.4 安全で快適な公園の整備			
3.1 公共交通ネットワークの推進	3.1.1 道路環境の整備 3.1.2 市民の足の確保 3.1.3 安全で安心な道路交通環境の整備 3.1.4 環境にやさしい交通手段			
3.2 支え合いのある地域コミュニティの形成	3.2.1 地域包括ケアシステムの深化・推進 3.2.2 高齢者福祉の充実 3.2.3 地域で支え合うまちづくり 3.2.4 利用者の立場に立った福祉サービスの充実			
3.3 市民の健康づくり活動の推進	3.3.1 介護予防と認知症支援の充実 3.3.2 健康意識の向上と健康管理 3.3.3 健康的な生活習慣の推進 3.3.4 地域のつながりを生かした健康づくりの推進 3.3.5 健康ライフスタイルの支援			
3.4 安全で安心なまちづくり	3.4.1 交通安全対策の推進 3.4.2 緊急事態への対応強化 3.4.3 防犯体制の充実 3.4.4 消防体制の強化 3.4.5 防災体制の充実 3.4.6 まちの防災機能の向上			
4.1 地域産業の活性化と雇用機会の創出	4.1.1 活気ある商工業の振興 4.1.2 中小企業の経営支援 4.1.3 地域農業の活性化 4.1.4 就業支援の充実と労働環境の整備			
4.2 観光資源の発掘とPR	4.2.1 観光資源の発掘と活用 4.2.2 シティプロモーションの推進			

第3章 政策パッケージ

○ 政策パッケージの見方

総合戦略は、4つの基本目標を政策パッケージごとに整理するとともに、3つの横断的な目標を下図に示す構成でまとめています。



具体的
施策

1-1 男女共同参画の推進



あらゆる媒体や機会を活用して、男女共同参画意識の醸成を図るとともに、男性の家庭参画を積極的に促進します。

また、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、意欲を持って働くことができる環境整備に取り組みます。

1-2 障がい者の社会参加の促進と環境整備



障がいのある人が、就労や地域活動をはじめ、さまざまな社会活動に、やりがいや意欲を持って参加できる環境を整備します。

また、企業や学校等に、継続的な福祉教育や体験学習、障がい者の職場体験等の機会を創出することで、障がいの特性に応じた合理的配慮に関する理解を深め、差別や偏見のない安心して障がい者が社会参加できる環境づくりに努めます。

1-3 高齢者の社会参加の推進



地域住民同士が支え合う環境の構築に向け、町内会や社会福祉協議会等と連携して、地域の実情に応じた社会福祉活動を推進します。

また、住民が支え合いに関心を持てるよう、高齢者の社会参加のきっかけづくりや生涯学習意欲の向上を図るとともに、地域活動を行っている団体の育成と支援を行います。

1-4 異文化交流の支援



多文化共生社会に対する市民の理解を深めるため、外国人と日本人とが交流する異文化交流の機会を創出します。

また、外国人申請・相談サポート事業を広く周知し、外国人が住みやすい環境づくりに努めます。

具体的施策ごとに、その取組内容の概要を掲載しています。

SDGsの17の目標のうち、具体的施策と関係性が強い目標をロゴで示しています。

総合戦略で位置づけた基本目標

基本目標を推進することによって目指す目標を具体的な数値で示しています。目標値の達成状況をみることで、施策の成果を評価することができます。

政策パッケージにかかる現状を簡潔に掲載しています。

現状を踏まえ、解決すべき課題を掲載しています。

施策パッケージを推進することにより目指す今後5年間の方向性を掲載しています。

基本目標

1

結婚・出産・子育ての希望をかなえる

目標指標

合計特殊出生率の向上 現状値(2018年) 1.41 → 目標値 1.71

政策パッケージ
1-1

出産・子育て支援の推進

現状

- これまで微増傾向にあった年少人口も、今後は減少が予測されています。また、女性の就業率の上昇や生活スタイルの変化により、共働き世帯や核家族が増加傾向にあります。
- 安心して楽しく子育てができるまちの実現に向け、子どもの成長過程に応じた相談体制の充実、子育てと仕事の両立を支援するための民設民営保育園の整備支援など、子どもを育てやすい環境づくりを進めています。

課題

- 誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境の整備と、子どもたちが自ら生きる力を育むことができる環境づくりが求められます。

方向性

- 保育の需給のバランスをしっかりと見極めながら、待機児童対策を引き続き推進するとともに、保護者のニーズを踏まえて一時保育や就学児童の放課後対策など、多様な保育サービスの提供を行います。

具体的
施策

1-1-1 子育て家庭への支援



出産や育児に伴う経済的・精神的な不安を軽減し、すべての子育て家庭が、安全・安心で楽しく子育てができるよう、ライフステージや家庭にあわせた支援を行うとともに、児童虐待防止に向けて連携体制の強化に努めます。

1-1-2 子どもと家庭の健康づくり



妊娠を望む人から子育て中の人まで、切れ目のない支援を行う「しきっ子あんしん子育てサポート事業」を展開し、母子保健の充実を図ります。
また、乳幼児健診等を通じて、発育や発達に不安がある子、障がいのある子の早期発見に努めるとともに、児童発達相談センター等による適切な支援につなげます。

戦略プロジェクトにかかる施策が、どのプロジェクトに該当するかをロゴで明示しています。

- 健康** ……市民の健康づくりプロジェクト
- 育** ……子育て世代定住プロジェクト
- 暮らし** ……暮らしやすさ向上プロジェクト
- 魅力** ……魅力発信プロジェクト

具体的施策

1-1-3 子育てと仕事の両立

子育てと仕事の両立を支援するため、男女が共同で子育てできる環境づくりを進めます。
また、就業や働き方の変化により多様化する保育ニーズを的確に捉え、保育環境や保育サービスの充実を図ります。

重要業績評価 (KPI)

指 標	現状値 (R1)		目標値 (R7)
子育て支援センター利用者数 <small>市内5か所にある子育て支援センターの利用者数です。</small>	54,052人	➡	57,600人
保育園の待機児童数 <small>保育園に入園申請しているにもかかわらず、入園できていない児童数です。</small>	47人	➡	0人
学童保育クラブの待機児童数 <small>学童保育クラブに入所申請しているにもかかわらず、入所できていない児童数です。</small>	18人	➡	0人

SDGsの17の目標のうち、具体的施策と関係性が強い目標をロゴで示しています。

具体的施策ごとに、その取組内容の概要を掲載しています。

具体的施策を推進することによって目指す目標を具体的な数値で示しています。目標値の達成状況をみることで、施策の成果を評価することができます。

1

多様な人材の活躍を推進する

現状

- 女性の就業率の上昇や生活スタイルの変化により、共働き世帯や核家族が増加傾向にあります。
- 市民の就労においては、職業相談・紹介を行うほか、障がい者や生活困窮者については、生活支援と就労支援を一体的に実施しています。

課題

- 性別による固定的な役割分担意識が根強く残る中、あらゆる場における男女共同参画の意識の普及啓発など、さらなる施策の推進が求められています。
- 障がい者や介護者が住み慣れた地域で孤立することなく、安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、介護者の負担軽減のためのレスパイトケアや障がい者の受入れ施設の拡充、障がい者の社会参加の促進等を図る必要があります。
- 高齢者をはじめとしたボランティアが、培ってきた知識や経験を生かしながら、地域社会で役割を持ち、重要な担い手として活躍できるよう、多様な社会参加ができる環境整備を進める必要があります。
- グローバル化が進展する中、国籍や人種を問わず、多様な市民が互いを尊重し安心して暮らせるよう、文化や習慣の相互理解を深めていくことが必要です。

方向性

- 男女共同参画の推進については、第6次志木市男女共同参画基本計画に基づき、女性の活躍、男性の家事・育児など、家庭生活への参画を促す取組を推進します。
- 誰もが住み慣れた地域で、その人らしく暮らすことができ、適切な福祉サービスを利用できるよう、行政などによる公的な福祉サービスの質の向上を図るとともに、民間事業者等による多様な形態の福祉サービスの提供の支援に努めます。
- 高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく生きがいを持って健康で自立した生活ができるよう、「自立」「健康」「生きがい・社会参加」「安心のある暮らし」を総合的に推進するため、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築し、高齢者の生活実態やニーズを踏まえた施策を展開します。
- グローバル化が進展する中、誰もが住みやすい環境づくりに取り組むとともに、市内に居住する外国人との交流や理解を深める共生支援を行います。

1-1 男女共同参画の推進



あらゆる媒体や機会を活用して、男女共同参画意識の醸成を図るとともに、男性の家庭参画を積極的に促進します。

また、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、意欲を持って働くことができる環境整備に取り組みます。

1-2 障がい者の社会参加の促進と環境整備



障がいのある人が、就労や地域活動をはじめ、さまざまな社会活動に、やりがいや意欲を持って参加できる環境を整備します。

また、企業や学校等に、継続的な福祉教育や体験学習、障がい者の職場体験等の機会を創出することで、障がいの特性に応じた合理的配慮に関する理解を深め、差別や偏見のない安心して障がい者が社会参加できる環境づくりに努めます。

1-3 高齢者の社会参加の推進



地域住民同士が支え合う環境の構築に向け、町内会や社会福祉協議会等と連携して、地域の実情に応じた社会福祉活動を推進します。

また、住民が支え合いに関心を持てるよう、高齢者の社会参加のきっかけづくりや生涯学習意欲の向上を図るとともに、地域活動を行っている団体の育成と支援を行います。

1-4 異文化交流の支援



多文化共生社会に対する市民の理解を深めるため、外国人と日本人とが交流する異文化交流の機会を創出します。

また、外国人申請・相談サポート事業を広く周知し、外国人が住みやすい環境づくりに努めます。

2

新しい時代の流れを力にする

現状

- 再生可能エネルギーの普及に向け、市内の公立小中学校の屋上に太陽光発電パネルを設置し、モニターにより発電量を目で確認できるように表示することで児童・生徒への啓発を図っています。
- 志木市地球温暖化対策実行計画に基づき、市の事務事業についての温室効果ガスの排出削減と環境負荷低減に努めています。
- 外部講師を招き、市民向け環境講座を開催し、環境への理解を深めています。
- 社会経済環境の変化や行政に対する需要が多様化する中で、ICT の活用等により、市民の視点に立った効果的かつ効率的な市政に努めています。

課題

- 環境への影響が大きい温暖化に対応した対策が、ハード・ソフト両面から必要となっっています。
- プラスチックごみについて、一般的なプラスチックは熱処理する過程において二酸化炭素が排出されることや、不法投棄等により河川に流れ出ること自然に拡散され、誤飲などによる生態系への影響が地球規模で懸念されており、身近なところから環境配慮に取り組んでいく必要があります。
- 技術革新の著しい ICT を有効に活用しながら Society5.0 を推進し、多様化する市民ニーズへの対応と効率的な行政運営を両立することが必要です。
- これまで以上に時代の変化に即した継続的な改革を進めていくため、事務事業の見直しや民間活力の導入を積極的に推進し、経費の縮減や市民サービスの向上を図る必要があります。

方向性

- 省エネやエコライフなど、誰もが身近なところで実行することができる取組の啓発を行うことで、温暖化対策を推進し、地球環境にやさしいまちを目指します。
- 将来を見据えた人材・財源・技術力を確保し、安定的な行財政運営に努めます。
- 先進的な ICT を活用した効率的な行政運営を図り、業務効率と市民サービスの向上に努めることで、Society5.0 を推進します。
- 定員管理計画に基づく適正な人事配置を行うとともに、職員一人ひとりのスキルアップに努めます。

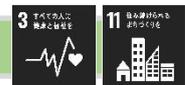
2-1 環境分野におけるSDGsの推進



環境基本計画や地球温暖化対策実行計画等に基づき、省エネルギー、低炭素型の製品への転換、生活スタイルの選択、さらにはSDGsの視点も取り入れながら、地球温暖化対策に向けた施策を展開し、市民、事業者及び行政が一体となり環境対策に取り組みます。

また、自然界では分解されにくく、生態系への影響が強く懸念されるマイクロプラスチックの発生を抑制する等、地球にやさしい環境施策に取り組みます。

2-2 新しい生活様式への対応



人々の暮らしに深刻な影響を及ぼしかねない新たな感染症による感染拡大を可能な限り防止し、市民の生命及び健康を守るため、さまざまな感染防止対策を講じます。

2-3 新たなICTを活用した行政運営



行政運営の効率化を目指し、AIやRPAの活用など新たなICTの活用を推進します。

また、マイナンバー制度の適正運用と独自利用などの活用方法について検討するとともに、パソコンやスマートフォンを通じた電子申請を推進することで、市民の利便性の向上はもとより、行政運営の効率化を図ります。

3

地域と人のつながりを力にする

現状

- 市民と協働で実施した地区まちづくり会議から得た課題等を整理し、解決に向けた新たな取組を行っています。
- 市の政策に対して、市民が意見を述べられる制度の周知に努めています。
- 地域コミュニティの基盤となる町内会への加入を促進するとともに、コミュニティ協議会と連携し、各種事業を通じて、コミュニティの創造とまちの活性化に取り組んでいます。

課題

- 少子高齢化の進展に伴い家族構成が変化する中で、地域コミュニティの重要性が高まっています。
- 地域の中で助け合い、支え合う「共助」の考え方が注目される中、地域が持っている相互扶助や連帯意識の醸成を促すとともに、世代間交流等を推進するため、これまで以上に地域における拠点の活用を図る必要があります。
- さらなる地域力の向上を目指し、町内会などの地域団体やPTAなどの社会教育関係団体の協力と連携が必要であり、市民力の活用により積極的にコミュニティ活動が行われることが重要です。

方向性

- 市民（市民団体）・企業と行政が対等なパートナーとして継続的に連携を図り、相互に市民協働のまちづくりを推進します。
- 町内会活動のさらなる強化や住民主体による地域の世代間交流事業の促進、さらには市政運営に市民の意見を積極的に反映する取組などにより、市民主体のまちづくりを推進します。

具体的 施策

3-1 市民がもっと主役となる市民主体の自治の実現



市民との協働による自治体経営を進めるため、市民が市の施策に対して意見を述べられる制度を継続して実施するとともに、より多くの意見を得られるよう、制度の周知を図ります。

3-2 市民力を生かしたまちづくり



市民をはじめとする地域の多様な主体と行政とが協働し、地域の実情に基づく地域課題や行政だけでは対応が難しい課題の解決に向けた取組を推進します。

また、多くの市民が地域活動に参加するきっかけづくりを行う等、市民力が発揮できる協働のまちづくりを推進します。

3-3 地域コミュニティの活性化と地域包括ケアシステムの深化・推進

具体的
施策

町内会をはじめとする地域のコミュニティ団体の育成や活動の支援を通じて、市民のコミュニティ意識の高揚と全市的な地域コミュニティの活性化を推進するとともに、地域の拠点のさらなる活用を図ります。

また、地域包括ケアシステムの実現を深化させ、高齢者を含むすべての人が、地域の課題を「我が事」としてとらえ、助け合い支え合いによってつながる、地域共生社会の実現に向けた取組を進めます。

結婚・出産・子育ての希望をかなえる

目標指標

合計特殊出生率の向上 現状値（2018年）1.41 ➡ 目標値 1.71

政策
パッケージ
1-1

出産・子育て支援の推進

現状

- これまで微増傾向にあった年少人口も、今後は減少が予測されています。また、女性の就業率の上昇や生活スタイルの変化により、共働き世帯や核家族が増加傾向にあります。
- 安心して楽しく子育てができるまちの実現に向け、子どもの成長過程に応じた相談体制の充実、子育てと仕事の両立を支援するための民設民営保育園の整備支援など、子どもを育てやすい環境づくりを進めています。

課題

- 誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境の整備と、子どもたちが自ら生きる力を育むことができる環境づくりが求められます。

方向性

- 保育の需給のバランスをしっかりと見極めながら、待機児童対策を引き続き推進するとともに、保護者のニーズを踏まえて一時保育や就学児童の放課後対策など、多様な保育サービスの提供を行います。

具体的
施策

1-1-1 子育て家庭への支援



出産や育児に伴う経済的・精神的な不安を軽減し、すべての子育て家庭が、安全・安心で楽しく子育てができるよう、ライフステージや家庭にあわせた支援を行うとともに、児童虐待防止に向けて連携体制の強化に努めます。

1-1-2 子どもと家庭の健康づくり



妊娠を望む人から子育て中の人まで、切れ目のない支援を行う「しきっ子 あんしん子育てサポート事業」を展開し、母子保健の充実を図ります。
また、乳幼児健診等を通じて、発育や発達に不安がある子、障がいのある子の早期発見に努めるとともに、児童発達相談センター等による適切な支援につなげます。

1-1-3 子育てと仕事の両立

育

具体的
施策

子育てと仕事の両立を支援するため、男女が共同で子育てできる環境づくりを進めます。

また、就業や働き方の変化により多様化する保育ニーズを的確に捉え、保育環境や保育サービスの充実を図ります。

重要業績
評価
(KPI)

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R7)
子育て支援センター利用者数 市内5か所にある子育て支援センターの利用者数です。	54,052人	57,600人
保育園の待機児童数 保育園に入園申請しているにもかかわらず、入園できていない児童数です。	47人	0人
学童保育クラブの待機児童数 学童保育クラブに入所申請しているにもかかわらず、入所できていない児童数です。	18人	0人

地域や社会での応援体制づくり

現状

- 子どもや子育てをめぐる環境は、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化などにより、大きく変化しています。
- 市民力・地域力を学校教育に生かすコミュニティ・スクールを全小中学校に設置し、地域と連携した教育環境の充実に取り組んでいます。

課題

- 今後も、社会情勢や環境の変化、多様化する市民ニーズに的確に対応するため、各種事業の充実を図るとともに、家庭、学校、地域、職域など、あらゆる分野における連携を強化し、課題解決に向けた取組が必要です。

方向性

- 子どもの人権を尊重するとともに、子育て家庭の孤立感や子育てにかかる負担感を軽減するため、地域における子育て相談や見守り体制の充実、在宅子育て支援、市民力を活用した子育て支援など、すべての子育て家庭を支援する施策を展開します。
- 今後も、社会情勢や環境の変化、多様化する市民ニーズに的確に対応するため、各種事業の充実を図るとともに、家庭・学校・地域・職域など、あらゆる分野における連携を強化し、課題解決に向けた取組を進めていく必要があります。

具体的 施策

1-2-1 地域と連携した子育て支援

育



地域ぐるみの子育て支援が展開されるよう、地域の活動団体等との協働の取組や交流を促進し、子育て家庭にとってよりよい子育て環境の整備に努めます。

1-2-2 地域社会に開かれた教育の推進

魅力



学校における課題解決に向け、幅広い外部人材の活用や、教職員研修の充実などにより指導力の向上を図るとともに、職場環境の改善を図ります。
また、コミュニティ・スクールを軸に、学校・家庭・地域の三者が連携することで、学校ごとの特色に応じた夢のある教育活動と「地域ぐるみで子どもたちを育む学校づくり」を進めます。

重要業績 評価 (KPI)

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R7)
こんにちは赤ちゃん事業実施率 生後4か月までの乳児がいる家庭へ訪問し、親子の心身の状況の把握や相談などを行う子育て支援を実施した割合を示す指標です。	95.3%	97.0%

20～40 歳代をターゲットにした 転入を促進

目標指標

20～40 歳代の転入超過 現状値（2019 年）76 人 ➡ 目標値 156 人
 生産年齢人口の変化率 現状値（2020 年）0.8% ➡ 目標値 △0.8%以内

政策 パッケージ 2-1

きめ細かな質の高い教育の実施

現状

- 幼児教育から小学校教育への円滑な移行支援や児童の放課後における居場所づくりの拡充など、環境の整備を進めています。
- 本市独自の事業である複数・少人数指導体制推進事業～スマート・クラス～の実施や地域に根差した教育推進事業などにより、子どもたち一人ひとりへのきめ細かな指導を行う体制を整えています。
- ICT 環境の整備や体育館への空調設備の設置など、快適で質の高い教育環境の整備を進めています。
- 元気に育つ志木っ子条例に基づき、家庭、学校、地域、行政がそれぞれの責務を果たしながら、家庭教育を支援するための事業に取り組んでいます。

課題

- 子どもの育ちと学びをつなげるための支援では、引き続き幼保小の連携に努め、発達段階を踏まえた継続教育の推進と学校や地域との連携を促進することが必要です。
- 今後においては、年少人口の減少が見込まれており、これからの時代を創る子どもたち一人ひとりの個性を伸ばす、個に応じた学習指導を推進するとともに、「知・徳・体」をバランスよく育む教育の重要性はこれまで以上に高まっています。
- 近年の社会問題のひとつであるインターネットやカードゲーム等に起因するトラブルに子どもたちが巻き込まれることを未然に防ぐため、家庭教育を支援する事業展開が必要です。
- 小学校高学年になるにつれ、読書離れが起きている傾向が見られることから、子どもたちが読書に興味や関心を継続して持ち続けられる取組が求められます。

方向性

- 子どもたちがさまざまな社会的変化を乗り越え、未来を生き抜く力を育むため、複数・少人数指導の充実、GIGA スクール構想を踏まえた教育 ICT 環境の実現、基礎体力の向上など、きめ細かな教育施策を展開します。
- 幼保小の連携、小中の連携等、学校とさまざまな関係機関とが協力し合いながら、子どもたち一人ひとりの可能性を伸ばし、豊かな人間性を育む取組を推進します。また、小中一貫教育の取組を引き続き推進します。
- 児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズや置かれている状況に配慮し、特別支援教育や教育相談を充実させます。
- 継続的に家庭教育を推進する事業を展開し、家庭での教育力向上に努めます。

2-1-1 子どもの育ちと学びをつなげるための支援

育て



幼児期の情緒的・知的な発達や社会性を育むとともに、幼児教育から小学校教育への円滑な移行を図ることで「小1プロブレム」を解消するため、関係機関の連携体制をさらに強化し、発達段階を踏まえた継続教育を推進します。

また、就学児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所づくりを推進します。

具体的 施策

2-1-2 知・徳・体の育成

育て

魅力



子どもたち一人ひとりが、「主体的・対話的で深い学び」を通して、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」をバランスよく身に付け、未来を生き抜く力を育むことのできる教育環境の充実を図るため、複数・少人数指導や教育 ICT 環境の実現、基礎体力を高める取組など、きめ細かな質の高い指導を行います。

2-1-3 特別なニーズに対応した教育の推進

育て



児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズや置かれている状況に配慮し、特別支援教育や教育相談を一層充実させることにより、自立して社会で生きていく基礎を育てます。

2-1-4 さまざまな学習機会の提供


**具体的
施策**

さまざまな学習機会を提供することを目的に、わかりやすい生涯学習情報や指導者情報の提供を行うとともに、ライフステージに応じた学習機会の提供や、自主活動への支援を行います。

また、家庭教育を推進する事業を展開し、家庭での教育力向上に努めます。さらに、子ども読書活動推進計画に基づき、読書を通じた子どもたちの健やかな成長につなげる取組を推進します。

**重要業績
評価
(KPI)**

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R7)
小中学校新体力テストの5段階絶対評価で、上位3ランク（A+B+C）の児童・生徒の割合 各学校で実施している体力テストの種目ごとの記録を得点化し、その合計を5段階絶対評価することで、体力向上の状況を把握する指標です。	(小) 77% (中) 83%	(小) 80% (中) 85%
埼玉県学力・学習状況調査において、前年度より学力が伸びた児童・生徒の割合が70%以上だった教科数（全11教科） 本市の小学校5年生から中学校3年生を対象に、児童・生徒一人ひとりの、1年間の学力の伸びを測る指標です。	8教科	11教科
市内小中学生の不読率 児童・生徒が読書に親しむ機会を示す指標です。 基準は、年1回の読書調査で1か月間に、1冊も図書を読んでいない児童・生徒の割合です。	小学生 3.60% 中学生 6.58%	小学生 2.00%以下 中学生 5.00%以下

住みよいまちづくりの推進

現状

- 少子高齢化などから住まいを取り巻く環境が大きく変化しています。
- 空き家等対策計画に基づき、志木市空き家等バンク制度の活用や管理状況が良好ではない空き家等に対する適正な指導により、地域住民の生活環境の保全を図っています。
- 市政に関する情報を公開し、市民との情報の共有化を図ることで、公正で透明な開かれた市政運営に努めています。

課題

- 住宅確保に配慮が必要な世帯の居住の安定確保、良好な住環境の形成、現存する分譲マンションの大規模な修繕などの適正な維持管理、住宅ストックの改善が重要な課題となっています。
- 近年増加傾向にある空き家等について、適正管理の指導はもとより、利活用の推進についても施策の展開が必要です。
- 多様化する市民の情報入手方法に対応するため、広報紙をはじめ、市ホームページやメール配信、ソーシャルメディア、記者発表など、さまざまな媒体やメディアを活用し、それぞれの特性や強みを生かした広報・広聴活動を展開していく必要があります。

方向性

- 誰もが安全・安心で、快適に暮らすことができる住まい・住環境の形成を目指します。
- 広報紙や市ホームページ、メール配信、ソーシャルメディア、記者発表などのさまざまな媒体やメディアを通じて、積極的かつタイムリーな情報発信を実施します。
- 市民からの提案や要望等を聴取し、市政に反映させるため、市長への手紙事業に取り組みます。また、利便性の高いソーシャルメディアを活用して、市民生活に関するアンケート等を実施することにより、市民感覚の把握や提案・要望の収集に努めます。

2-2-1 良好な住環境施策の推進

暮らし



あらゆる世帯の誰もが安全・安心で快適に暮らすことができるよう住環境を取り巻くさまざまな課題を整理し、良好な住まい・住環境の形成を目指します。

2-2-2 空き家等対策

暮らし



空き家等対策計画に基づき、空き家等バンク制度のさらなる周知と利活用の促進を図るとともに、事業者等と連携し、問題が深刻化する前の早期対応や未然防止を図る対策を展開することにより、安全性と美しい景観を確保します。

2-2-3 広報・広聴力の強化

暮らし

魅力



広報紙の発行や市ホームページ、メール配信、ソーシャルメディア、記者発表などのさまざまな媒体やメディアを通じて、積極的かつタイムリーな情報発信を実施します。

また、市民の意見を行政運営に反映させるための市長への手紙事業にも取り組み、広報・広聴活動の充実を図ります。

具体的
施策重要業績
評価
(KPI)

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R7)
志木市空き家等バンク制度延べ登録件数 市内にある空き家等の情報を、住宅を探している人へ提供することで、空き家等の有効利用を図るための指標です。	10件	15件
「広報しき」を毎号読む人の割合 広報しき（紙媒体）による情報発信の周知度を示す指標です。 基準は、令和元年度に実施した広報に関するアンケートにおいて広報しきを「毎号読む」を選択した人の割合です。	90.3%	92.0%
メール配信サービス利用率 メール配信サービスの利用度を示す指標です。 基準は、全人口に占める令和元年度末のメール配信登録者数の割合です。	9.56%	10.0%

都市機能が集約されたまちづくりの推進

現状

- 自然環境の保全のため、公共事業による環境への影響緩和や、市内に残された数少ない樹林地を市が土地所有者から無償で借用し、緑地の保全に努めるとともに、樹林地内には散策路を整備し、市民が緑とふれあえる場を提供しています。
- 公共施設等マネジメント戦略及び公共施設適正配置計画に基づき、公共施設の更新・統廃合を計画的に進めています。
- 都市計画マスタープランや各種まちづくりに関する計画に基づき、地域の特性に応じたまちづくりを推進しています。
- 本市の貴重な地域資源であるいろは親水公園において、これまで以上のにぎわいを創出することを目的に策定した「いろは親水公園の魅力増進に向けた基本計画」に基づき、民間活力を活用した新たな公園整備に向けて取り組んでいます。

課題

- 水辺や緑との親しみへの市民意識が高まっていることから、これまで以上に水辺や緑にふれあえるまちづくりへの取組が求められています。
- 人口の増加に対応して市民サービスの向上を図るため整備した公共施設及びインフラは、今後、人口減少や少子高齢化に伴う利用需要の変化、それに加えて施設等の老朽化や設備の更新による経費の増大を見据えた計画的な維持管理を行う必要があります。
- 市街地は、人々の暮らしを支える場、交流の場として、都市機能の充実を図るとともに、公共施設の適正な再整備により、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

方向性

- 公共施設については、老朽化や利用状況などを踏まえ、計画的な再整備を進めます。
- 都市計画道路の整備に合わせた地域の活性化や沿道の環境整備に努めます。
- 河川とともに発展してきた歴史も踏まえ、自然とふれあうことができる憩いの場として、「いろは親水公園の魅力増進に向けた基本計画」に基づく再整備を図るなど、水辺空間のさらなる活用に努めます。また、計画的な公園改修や斜面緑地など、民地に残る緑の保全を図りながら市街地の潤いづくりを推進します。

具体的
施策

2-3-1 みどり豊かな暮らし



季節を感じ、自然にふれあえる憩いの場を将来にわたり確保するため、市内に残された数少ない緑地の保全に努めます。

また、保存樹木の指定による管理費の一部補助などを行い、都市緑化を促進するとともに、市民、市民団体、事業者及び行政による緑化活動を推進します。

2-3-2 長期的な視点を持った公共施設の最適な配置



公共施設等のマネジメントを積極的に進め、公共施設等にかかるコストの平準化と長寿命化を進めます。あわせて、公共施設の再整備にあたっては、サービスを低下させないよう配慮しながら、コンパクトな市域を生かした施設の集約や複合化等についても検討し、公共施設の総量（延床面積）を削減します。

2-3-3 持続可能なまちづくりの推進



人口減少や超高齢社会に対応するため、将来にわたって都市機能を適正に維持管理し、各地域が持つ特性を生かした持続可能なまちづくりを推進します。

また、都市の良好な景観を守るため、景観形成の推進を図ります。

2-3-4 安全で快適な公園の整備



市民との協働による維持管理を進めるとともに、地域住民のニーズに合わせた遊具のリニューアル、健康遊具や防災設備の設置など、誰もが快適に過ごせる公園の整備を進めます。

また、いろは親水公園においては、魅力倍増に向け民間活力を活用した新たな公園整備や管理運営を展開します。

重要業績
評価
(KPI)

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R7)
公園・緑地の面積 公園・緑地の面積を示す指標です。	346,085 m ²	346,500 m ²

生涯安心して暮らせる環境づくり

目標指標

定住意向の向上 現状値（2019年）73.1% ➡ 目標値 75.0%
 20～40歳代の転入超過 現状値（2019年）76人 ➡ 目標値 156人

政策
パッケージ
3-1

公共交通ネットワークの推進

現状

- 都市基盤の適正な維持管理を行うため、道路・橋梁等の整備・維持補修に取り組み、長寿命化や耐震化を図っています。
- 交通安全施設の整備については、市民からの要望等に基づき、道路照明灯やカーブミラーなどの設置・補修を行っています。
- 高齢者や障がい者、妊婦、未就学児の子育て世帯などの移動手段を確保するため、自宅や公共施設、病院、商業施設などの間の移動において、低額でタクシーを利用できる「志木市デマンド交通」を実施しています。
- 利便性が高く、環境負荷の少ないシェアサイクル事業の実証実験を実施しています。

課題

- 地域住民の誰もが安全で安心して通行できる道路交通環境を確保していく必要があります。
- デマンド交通の充実等により、高齢者をはじめ、障がい者や小さなお子さんを持つ子育て世帯が、移動しやすい交通環境を整える必要があります。
- 交通環境の利便性を向上させるため、公共交通機能を補完するための取組が必要です。

方向性

- 歩道の快適化、狭あい道路や水たまり等を解消する生活道路の快適化を推進します。また、交通安全施設の整備と維持管理を行い、安全な道路交通環境の整備に努めます。
- 高齢者をはじめ、障がい者や小さいお子さんを持つ子育て世帯などを対象とした交通弱者のための地域内交通であるデマンド交通の充実を図ります。
- 公共交通の補完手段として、シェアサイクル事業の充実を図ります。

具体的
施策

3-1-1 道路環境の整備

暮らし



快適で安全な道路環境を確保するため、道路・橋梁の施設維持管理や計画的・効率的な改修、修繕及び補修を行います。また、狭あい道路等生活道路の拡幅整備を進めます。

3-1-2 市民の足の確保

暮らし



高齢者や障がい者などが暮らしやすい交通の利便性が高いまちづくりを推進するため、志木市デマンド交通の充実を図ります。

3-1-3 安全で安心な道路交通環境の整備

暮らし



駅周辺の放置自転車対策を推進するとともに、関係機関と連携して交通状況や危険箇所の把握に努め、交通安全施設の整備と維持管理を行います。

3-1-4 環境にやさしい交通手段

暮らし



都市の低炭素化に向けた取組として、環境にやさしく、利便性の高い交通手段の確保に努めます。

重要業績
評価
(KPI)

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R7)
道路改良計画進捗度 道路環境の整備の取組として、道路改良計画に基づく指標です。	14.0%	70.0%
デマンド交通登録者数 デマンド交通の利用登録人数です。	10,643人	15,000人

支え合いのある地域コミュニティの形成

現状

- 高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を続けていくことができるよう、地域密着型サービスの提供や各種事業を推進しており、市内のすべての圏域に整備された高齢者あんしん相談センターなどと連携しながら、高齢者の介護・保健・福祉サービスの充実と支え合いにあられる地域づくりに取り組んでいます。
- 地縁・血縁の希薄化と高齢化の進展に伴い、8050 問題等の障がい福祉施策と高齢者施策、生活困窮施策等の垣根を超えた支援やサービスの展開が必要な場面が増えており、基幹福祉相談センターによる、制度を横断的に支援する包括的相談支援体制の整備に取り組んでいます。
- 地域のつながりの希薄化が進む中、民生委員・児童委員による市民の見守りやさまざまな相談に対する助言など、市民に寄り添った福祉活動を行っています。

課題

- すべての団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025（令和7）年以降、介護サービスの必要な人が急速に増加することが予想されます。介護を必要とする高齢者が、必要な時に必要とするサービスが受けられるよう、持続可能で安定した介護保険制度を維持するため、医療と介護が連携した取組を引き続き推進していくとともに、住み慣れた地域で、健康でいつまでも自分らしく生活できるまちづくりを進める必要があります。
- 在宅福祉や地域福祉を推進するために、社会福祉協議会など関係機関との連携や民生委員・児童委員の活動により、地域でのより一層の見守りや支援を行う必要があります。

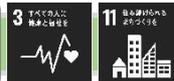
方向性

- 高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく生きがいを持って健康で自立した生活ができるよう、「自立」「健康」「生きがい・社会参加」「安心のある暮らし」を総合的に推進するため、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築し、高齢者の生活実態やニーズを踏まえた施策を展開します。
- 多様化する福祉ニーズに対応するため、あらゆる機関と連携して、みんなで助け合う、支え合いのあるまちづくりを推進します。

具体的
施策

3-2-1 地域包括ケアシステムの深化・推進

健康



高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、市民、団体、行政等が連携し、医療・介護・予防・住まい・生活支援を包括的、一体的に提供する仕組みづくりを推進します。

また、今後は地域包括ケアシステムの取組を深化させ、高齢者を含むすべての人が、地域の課題を「我が事」としてとらえ、助け合い支え合いによってつながる、地域共生社会の実現に向けた取組を進めます。

3-2-2 高齢者福祉の充実

健康



高齢者及び要介護者等が住み慣れた地域で自立した自分らしい生活を継続できるよう、市独自の取組を実施し、本人や家族等を支援します。高齢者あんしん相談センターや事業所等関連機関と協力し、支援内容を周知するとともに適切にサービスが行き届くよう連携を図ります。

3-2-3 地域で支え合うまちづくり

暮らし



みんなで共に支え合う地域共生社会を実現するため、公的な福祉サービスだけでなく、民生委員・児童委員などの、地域住民をはじめとする関係団体、社会福祉協議会、行政が協働し、地域で展開する支え合いの取組を充実させます。

3-2-4 利用者の立場に立った福祉サービスの充実

暮らし



障がい者や家族等の介護者への支援体制を充実させ、福祉サービスの利用を必要とする人が、安心して地域で自分らしく暮らし続けることができるよう支援を実施します。

また、地域での生活を望む障がい者が、身近な地域で自立した生活を営むためのサービスの充実に努めます。

重要業績
評価
(KPI)

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R7)
要介護認定率 介護保険のサービス利用を希望し、介護や支援が必要であると認められた高齢者の割合です。	14.63%	20.08%以下
フレイルサポーター養成者数 サポーター養成研修を通じて、養成する市民フレイルサポーターの数です。	0人	50人
障がい者福祉施策に関する市民の満足度 障がい者のための施策に満足している人の割合を示す指標です。基準は、令和元年度に実施した市民意識調査で「満足している」又は「やや満足している」を選択した市民の割合です。	10.2%	15%

市民の健康づくり活動の推進

現状

- 健康増進（健康寿命の延伸）、医療費の適正化を目的に市民の生活習慣や健康状態を把握し、生活習慣病予防対策や健(検)診受診率向上に取り組んでいます。
- スポーツを定期的に行っている人については、多様なライフスタイルに合わせ、個人や比較的少人数でできるスポーツを行っている人が多く、また、スポーツを行う動機として、健康や体力づくりを意識している傾向が見られます。

課題

- 食生活や歯の健康、運動習慣やこころの健康など各分野の健康課題は、子どもから高齢者までさまざまであることから、それぞれのライフステージに応じた施策の展開が必要です。
- 病気の早期発見・早期治療は、その後の生活の質の向上にもつながるため、特定健康診査・がん検診の受診率を高める取組が必要です。
- 地域のつながりが強い地域では主観的健康感が高く、良い健康習慣を実践できている傾向にあることから、地域での健康づくり活動を促し、市民同士のつながりを強める取組が求められます。
- スポーツに対する市民ニーズが多様化する中で、年代やライフスタイルに合わせた、スポーツをはじめやすく続けやすい環境を整える必要があります。

方向性

- 子どもから高齢者まですべての市民が積極的に、あるいは自然と健康づくりにつながる行動ができるよう、さまざまな取組を進めます。
- 子どもから高齢者までのライフステージや性差など、それぞれの特性やニーズ、健康課題を把握し、切れ目のない取組を進めます。
- 市民が主体となって地域における健康づくりに取り組む環境づくりを推進します。
- 豊富なノウハウ等を有する民間事業者と積極的に連携を図りながら、市民一人ひとりのライフスタイルにあわせてスポーツができる環境づくりを推進し、スポーツ人口の拡大につなげます。

具体的
施策

3-3-1 介護予防と認知症支援の充実

健康



介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防事業、認知症総合支援事業等の各施策の充実に努めます。

また、市民主体の介護予防やフレイル予防、認知症の見守り支援の取組をはじめ、多様な主体によるサービス提供体制の充実を図ることで、対象者の状態に応じた最適な支援を行います。

3-3-2 健康意識の向上と健康管理

健康



自分の健康は自分で守るという意識が重要であることから、新しい生活様式を踏まえ、日常生活において市民が積極的に、あるいは自然と健康づくりにつながる行動ができるよう取組を進めます。

3-3-3 健康的な生活習慣の推進

健康



「栄養・食生活」「歯と口腔の健康」「身体活動・運動」「休養・こころの健康」「喫煙」「飲酒」の各分野における生活習慣病の予防について、性別に関わらず子どもから高齢者までのライフステージや、それぞれの特性やニーズ、健康課題に応じた切れ目のない取組を進めます。

3-3-4 地域のつながりを生かした健康づくりの推進

健康



健康づくりの取組を効果的・継続的に推進するため、市民同士のグループづくりをはじめとした、地域における市民主体の健康づくりを推進します。

3-3-5 健康ライフスタイルの支援

健康



市民の誰もが、ライフスタイルに応じてスポーツに親しむことができるよう、関係課・関係団体に加え、民間事業者とも連携を図り、スポーツ事業に取り組みます。

重要業績
評価
(KPI)

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R7)
健康寿命の延伸（埼玉県内順位） 埼玉県では、65歳に達した人が健康で心身共に自立した生活を送ることができる期間、具体的には介護保険制度の「要介護2」以上になるまでの期間を健康寿命として算出しており、その健康寿命の県内順位を示す指標です。	男性 10位 女性 2位	男性 1位 女性 1位
目標歩数達成グループ数 いろは健康ポイント事業の全参加者を男女・年齢別に6グループに分け、1日の平均歩数が目標歩数を達成したグループ数を示す指標です。	5グループ	6グループ
特定健診の受診率 脳卒中や糖尿病などの生活習慣病を予防するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施している特定健康診査の受診率を示す指標です。	41.4%	60%
成人のスポーツ実施率 週1回以上スポーツをする市民（成人）を示す指標です。 基準は、平成29年に実施した志木市民のスポーツに関するアンケートで「スポーツをする程度が週1回以上」と答えた市民（成人）の割合です。	60.2%	65%

安全で安心なまちづくり

現状

- 交通事故防止をはじめ、安全で安心なまちづくりを進めるため、交通安全の意識啓発を子どもから高齢者まで広く市民に推進しています。
- 「犯罪に強いまち志木」のスローガンの下、安全で安心な地域社会を実現するため、犯罪抑止効果の高い防犯カメラを市内要所に設置しています。また、地域での防犯活動を推進するため、町内会で設置・管理する防犯灯に対し補助を実施するとともに、自主防犯組織の活動を支援しています。
- 地域における消防に関しては、火災などに対する予防・啓発、消火設備の維持管理や消防団員、自警消防隊活動の支援を行っています。
- 災害に強いまちづくりを目指して、緊急時にも冷静な対処ができるようタイムライン（防災行動計画）を作成する等、防災体制の充実を図るとともに防災機能を向上させ、災害に強いまちづくりを推進しています。
- 住宅の耐震化に対する補助制度を設けるなど、住宅の耐震化促進に努めています。

課題

- 緊急事態が発生した場合の対策に加え、どのような災害が起きても機能不全に陥らない強靱な地域を平時から確保し、つくりあげる必要があります。
- 町内会で設立された防犯パトロール隊の活動は重要であり、市民一人ひとりの自主防犯意識の醸成が必要です。
- 地域における消防、防災活動の中心となる消防団や自警消防隊の充実・強化に加え、地域の実情に応じた消防拠点の再整備が必要です。
- 自主防災組織の設置等に継続して取り組むとともに、一人ひとりの避難行動計画であるマイタイムラインの普及啓発や、新しい生活様式に対応した避難所運営等、災害発生に備えた防災体制のさらなる充実・強化が必要です。
- 耐震性のない住宅については、災害時に倒壊し、避難経路の妨げになるなど、人命に関わる危険性があるため、耐震化を進めていく必要があります。

方向性

- 交通事故のない安全で安心なまちづくりを推進します。
- 緊急事態の発生時に被害が最小限となるよう危機管理体制を整備するとともに、さまざまな災害等に対応できるよう、地域の強靱化を推進します。
- 誰もが安心して暮らせるよう、地域による防犯・防災活動を支援し、犯罪や火災を防ぎ、安全で安心な地域社会の実現を目指します。
- 災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、避難体制の強化等により防災機能を向上させ、災害に強いまちづくりを推進します。また、災害時における避難経路の確保及び人命の危機を回避するため、住宅の耐震化を進めます。

3-4-1 交通安全対策の推進



市民一人ひとりの交通安全意識の向上を図るため、関係機関と連携し交通ルールの遵守と自転車利用者のマナーの向上を図ります。特に、高齢者や子どもを交通事故から守るための交通安全教育を推進します。

3-4-2 緊急事態への対応強化



緊急事態発生時に、被害が最小限となるよう、市民の生命、身体及び財産を保護する危機管理体制を整備します。

また、新しい生活様式への対応に取り組むとともに、さまざまな災害等に対応できるよう地域の強靱化を推進します。

3-4-3 防犯体制の充実



安全で安心なまちづくりを進めるため、犯罪抑止に向けた環境づくりと地域での防犯活動を推進します。

3-4-4 消防体制の強化



市民の生命、身体及び財産を保護するため、消防本部との連携、地域防災力の強化を図ります。

また、消防力向上のため、消防設備などの整備や充実を図るとともに、地域の実情に応じた消防拠点の再整備を推進します。

3-4-5 防災体制の充実



日頃から市民の生命、身体及び財産を保護するため、災害被害が最小限となるよう防災体制の強化を図るとともに、地区別防災ガイドブックの活用やマイタイムラインの普及啓発、新しい生活様式に対応した避難体制の構築により地域の防災力を高めます。

3-4-6 まちの防災機能の向上



大規模地震発生時の住宅の安全確保のため、耐震性の劣る既存住宅の耐震化を進め、建物の倒壊による道路閉塞を防ぎ、密集市街地における災害時の避難路を確保します。また、建築物の不燃化を促進することで、延焼を防止するなど、災害に強いまちづくりを推進します。

重要業績
評価
(KPI)

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R7)
交通安全教室の開催回数 交通安全意識の普及啓発の取組として、小学校、幼稚園、高齢者施設等で実施する交通安全教室の開催回数を示す指標です。	19回	23回
消防団員数 志木市消防団条例に規定されている消防団員の定数を目標とします。	94人	103人
犯罪発生件数 市内で発生した犯罪件数です。	402件	360件以下
防犯パトロール活動回数（延べ回数） 各町内会の自主防犯パトロール隊が実施した、防犯パトロールの回数です。	1,763回	1,900回
地区防災訓練の実施率 自主防災組織により、各地区で行われる防災訓練の実施率を示す指標です。	73%	90%
自主防災組織の設置数 町内会単位で組織された自主防災組織の設置数を示す指標です。	36町内会	37町内会
住宅の耐震化率 志木市建築物耐震改修促進計画に基づく、住宅の耐震化状況を示す指標です。 基準は、市内の住宅戸数の総数に対する耐震性のある住宅戸数の割合です。	91%	95%

東京や周辺市との連携と 地域産業の活性化

目標指標

来訪者（定期外乗降客数）の増加

現状値（2019年度）40,742人 → 目標値 42,400人

政策 パッケージ 4-1

地域産業の活性化と雇用機会の創出

現状

- 都市の活力を維持するためには地域産業の活性化は必要不可欠であり、その主要な担い手である中小企業や商店へのきめ細かな支援は重要です。商工会及び市内の商工業関係団体が行う事業の支援や、中小企業の経営の安定化を図り、稼ぐ力の向上につながる事業を行っています。
- 地域産業を取り巻く環境はこれまで以上に厳しく、近年の消費行動や社会構造の変化、災害による突発的な景気後退が生じています。市内商工業事業所も漸減傾向にあり、都市の立体的な低密度化が進行しています。
- 農業については、都市化の進展とともに農業離れがさらに進む一方で、農産物の安全性や地産地消などへの関心は依然として高く、市内で栽培される安全・安心で新鮮な農産物を市民に周知する「採れたて！しきの野菜市」は多くの市民に好評を得ています。
- 市民の就労においては、職業相談・紹介を行うほか、障がい者や生活困窮者については、生活支援と就労支援を一体的に実施しています。

課題

- 商工会との連携を強化し、市内事業者の事業継承や経営力の向上支援など、稼ぐ力を向上させる必要があります。
- 増加しつつある空き店舗を活用して、創業支援や起業者の育成など、商工業振興策を進めるとともに、中心市街地においては面的な活性化に取り組む必要があります。
- 農業従事者の高齢化や後継者不足は、農地の減少等、営農環境に大きな影響を与えています。また、付加価値の高い農産物栽培の促進により生産者の意欲向上を図るとともに、市民が自然に親しみ、野菜づくりを通じた交流の場を提供することで、農業への理解を深めていくことが必要です。
- 経済や雇用環境等の変化に対応し、雇用機会の創出や待遇の確保、就業機会の充実及び労働条件の向上を図る必要があります。

方向性

- 駅前や中心市街地における商業・交流施設の集積を図るとともに、空き店舗の活用や、魅力ある店舗、商店会づくりを支援し、地域の魅力向上と活性化につなげます。
- 農業経営の安定化と生産者の意欲向上を図るための支援を行うとともに、市民農園事業などを通じて、地元農業への理解を深めます。

4-1-1 活気ある商工業の振興

魅力



商工会との連携を強化し、創意工夫を凝らした魅力ある地域活性化事業や地元商店会の育成を支援します。

また、空き店舗の増加による商業機能低下を防ぐため、空き店舗情報を管理し、起業する事業主に対して情報提供することで、地域経済に元気と活気を創出します。

4-1-2 中小企業の経営支援

魅力



市内中小企業の健全な企業運営や経営の安定化を図り、円滑かつ着実な事業運営を支援するため、補助事業の充実や商工振興に関する情報提供、各種支援の活用方法の周知を強化します。

4-1-3 地域農業の活性化

魅力



農業経営基盤の強化を促進するとともに、生産者の意欲向上を図るための支援を行います。

また、市内で栽培される安全・安心で新鮮な農産物を地域で消費する地産地消を推進します。

4-1-4 就業支援の充実と労働環境の整備

育



「ジョブスポットしき」による就労等に関する支援を広く周知することで利用拡大を図るとともに、求職者が持つ多様なニーズに応じた情報提供や職業相談を行うことで、就労につなげます。

また、誰もが働きやすい環境を作るため、勤労者や雇用者に対して労働に関する情報提供や啓発を行います。

具体的
施策

重要業績
評価
(KPI)

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R7)
空き店舗の活用件数 市内の空き店舗を減少させ、商業機能の活性化を示す指標です。	10 件	30 件
頑張る農家支援事業利用件数 安全・安心な地場農産物の供給を推進するため、農業団体や特別栽培農産物生産農家を支援した件数を示す指標です。	38 件	40 件
ジョブスポットしきにおける職業紹介率 就労機会を拡充し、求職者の就職を促進する指標です。	43.39%	45.0%

政策
パッケージ
4-2

観光資源の発掘とPR

現状

- 志木市を訪れてもらうきっかけとなる各種観光事業の実施を支援し、情報発信を行うとともに、他の自治体との観光交流も行っています。
- スマートフォンを用いて情報収集する人が多い中、各ソーシャルメディアの特性を生かしたイベント情報の発信や拡散、広報紙面では紹介しきれない身近なまちの話題や写真を掲載するなど、効果的な情報発信に取り組んでいます。

課題

- 志木市を訪れたい、住んでみたいと思ってもらえるように、まちの魅力向上と訪れるきっかけづくりが求められます。
- 本市の魅力向上につながる地域資源を発掘すると同時に、訪れたいスポットを掲載したガイドブックやソーシャルメディアを通じて、これまで以上に積極的に市内外へ本市の魅力を発信していく必要があります。
- 市民自らが本市の魅力に気づくことで地域への愛着を醸成するとともに、地域を推奨する意欲を高め、市民力を通じて市外から来訪するきっかけを作り、市外の人にも本市の魅力を感じてもらうことが重要です。

方向性

- まちの魅力の発掘と発信を行い、訪れたいまちをつくります。

具体的 施策

4-2-1 観光資源の発掘と活用

魅力



観光協会をはじめとする関連団体等と連携して、地域特性を生かした観光資源の発掘と活用を図るとともに、魅力的なまちづくりにつながる各種事業を展開します。

4-2-2 シティプロモーションの推進

魅力



本市の魅力を市内外に発信する体制を整備し、地域への誇りや愛着を深めるとともに、市外から来訪するきっかけづくりを進めます。

重要業績
評価
(KPI)

指 標	現状値 (R1)	目標値 (R7)
観光協会におけるイベント支援件数 志木市観光協会や、まちのにぎわい創出を目的として市民が自発的に開催するイベントに対して支援を行った件数です。	12 件	15 件
市公式 Facebook ページのいいね！数 本市で運営するソーシャルメディアのうち、本市の魅力発信を行っている市公式 Facebook ページにいいね！をしたユーザー数です。	1,088 人	1,884 人

第二期 志木市まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和3年2月発行

発行 志木市

編集 市長公室秘書政策課

〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号

TEL : 048-473-1111 (代表)

E-mail : seisaku@city.shiki.lg.jp



志木市